

暁経営会計株式会社 行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和7年7月1日～令和9年6月30日

2. 目標と取組内容

目 標 労働者の平均勤続年数を現在の3年1ヶ月より6ヶ月以上伸ばす

取組内容：令和7年7月～ 日によって在宅勤務も選択できることを従業員へ周知
育児休業制度・短時間勤務制度など、個人の事情に合わせた柔軟な働き方を利用できることを従業員へ周知
定時退社を促す

令和7年10月～ 新入社員のキャリア相談窓口の設置を周知

目 標 年次有給休暇の取得率を60%以上とする

取組内容：令和7年7月～ 子育て・看護・通院・行事などのプライベートの用事などで2時間単位での休暇（有給・無給関わらず）の取得が可能で、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）の取得もできることを従業員へ周知

令和7年7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和7年7月～ 計画的な取得に向けて年次有給休暇の取得計画を個人毎に策定してもらう

令和7年7月～ 月初に有給休暇の取得予定を確認し、取得を促す
長期休暇の前後に取得を促す

目 標 全従業員の所得拡大を目指す

取組内容：令和7年7月 定期昇給を確実に行う

令和8年7月 定期昇給を確実に行う

目 標 研修の受講や資格取得を促す

取組内容：令和7年10月～ 受講可能な研修を提示し、研修の受講を促す
取得を推奨する資格を提示し、講座費用等を補助する